

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則78号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第4条、第9条関係）				別表第1（第2条、第4条、第9条関係）			
資金の種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間等	資金の種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間等
経営 等改 善資 金	[略]	[略]	[略]	経営 等改 善資 金	[略]	[略]	[略]
	大型クラゲ混 獲防止漁具設 置資金 [略]				大型クラゲ混 獲防止漁具設 置資金 [略]		
				<u>養殖ワカメ省 力化機器等導 入資金</u>	<u>1 養殖ワ カメの刈 取作業省 力化装置 の設置費 用</u>	<u>250万円（養 殖ワカメの 刈取作業省 力化装置を 設置する場 合にあって は37万円、</u>	<u>5年以 内（据置 期間1 年以内 を含む。 ）</u>
				<u>養殖ワカ メの刈取作 業省力化装 置その他の 漁ろう作業 を省力化及 び低コスト 化するため の機器等の 設置に必要 な資金</u>	<u>2 ワカメ ・コンブ高 速塩漬装 置の設置 費用</u>	<u>ワカメ・コ ンブ高速塩 漬装置を設 置する場合 にあっては 213万円）</u>	
	[略]				[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。